

交企第211号

平成19年3月1日

〔一部改正 平成24年2月22日付け交企第83号
平成24年7月5日付け交企第508号〕

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

安全運転管理者等に関する事務処理要領の制定について

道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正等に伴い、別添のとおり安全運転管理者等に関する事務処理要領（以下「要領」という。）を制定したので、下記に留意の上、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「安全運転管理者等の選任等に関する事務処理要領の制定」（昭和53年11月22日付け交企発第275号）及び「自動車安全センターの安全運転管理者課程研修修了者に係る自動車の使用者に対する安全運転管理者等講習通知の取り扱いについて」（平成12年6月6日付け交企発第213号）は廃止する。

記

第1 制定の趣旨

道路交通法（以下「法」という。）の一部改正により、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に係る条文が法第74条の2から法第74条の3へ繰り下げられたことに伴い、安全運転管理者等に関する事務処理の現状を踏まえ、その選任・解任の届出、講習等に係る従来の通達を見直し、本制度のより適正な運用を図ることを目的とする。

第2 運用上の留意事項

1 安全運転管理者等に係る選任・解任及び届出事項の変更届出の受理

- (1) 法第74条の3に規定する安全運転管理者等の選任・解任及び届出を行わなければならない自動車の使用者（以下「使用者」という。）から安全運転管理者等の選任（以下「選任」という。）の届出（以下「届出」という。）があったときは、届出書及び添付書類の内容を点検し、選任要件（以下「要件」という。）を充足している者については、その適否の意見を付して1通を交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）へ送付し、1通は届出に係る自動車の使用者の使用の本拠の位置を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）で整理保管すること。
- (2) 要件を備えていない者に係る届出については受理することなく、要件について教示すること。
- (3) 使用者が、届出にあわせて、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第9条の9第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する被選任者に対する安全運転管理者等としての能力の認定（以下「能

力の認定」という。)申請を行った場合は、届出書は受理せず、能力認定申請書のみ受理して交通企画課へ送付することとし、能力認定書が交付された場合に届出書に添付させるよう教示すること。

2 届出書に添付すべき書類

- (1) 運転管理経歴書には使用者の証明を必要とし、使用者が自らを安全運転管理者として届け出る場合には、運転管理経歴についての自認書を提出させること。
- (2) 運転経歴書は、副安全運転管理者の届出において、要件としての管理経験を満たしておらず、かつ能力の認定を受けていない者について必要とする。

なお、運転経歴書には使用者の証明を必要とし、原則として運転免許証の写しを添付させ、免許証の失効等によって事実上の運転経験が免許証の写しによって確認できない場合には、自動車安全運転センターの発行する運転免許経歴証明書を添付させること。

3 安全運転管理者等の証の交付

安全運転管理者等の証の交付は、原則として当該安全運転管理者等を管轄警察署へ招致して行い、安全運転管理者等の業務を教示すること。

なお、諸般の事情により郵送等で交付する場合には、確実な送達、当該安全運転管理者等の個人情報の保護、安全運転管理者等の業務の教示等に十分な配慮を行うこと。

4 能力の認定

能力の認定申請は、安全運転管理者等として必要な経験を有しないか、経験があっても規定年数に満たない者に対して、認定によって要件を与えようとするものであるから、特に経歴書等により、職務上の地位、人事、労務、総務等の職歴、安全運転管理の経歴等を調査し、安全運転管理者等としての能力の有無について、具体的に安全運転管理者等能力調査報告書に記載すること。

5 教習

規則第9条の9第1項第2号に規定する教習は、安全運転管理者として必要な管理経験はあるが、規定年数に満たない者に対して教習を行うことによって不足分を補い、又は管理の経験はないが、教習を行うことによって将来管理の経験が一定年数に達したときに安全運転管理者等に選任することができる要件を与えようとするものであるが、警察本部における教習の実施準備及び教習を効果的・効率的に行う必要性等から、教習申請者の一定数に対して同時に実施するので、申請のあった都度、交通企画課へ申請書を送付すること。

6 解任命令

- (1) 法第74条の3第6項に規定する解任命令事案が生じた場合には、一般的には使用者が自主的に解任するものと考えられるが、法第75条第1項違反はもとより、安全運転管理者等自身が酒酔い運転、無免許運転、ひき逃げ等一定の違反を犯した場合は、公安委員会が解任を命令することとなるので、安全運転管理者等に係る交通違反・交通事故等の処理に際しては、同事案に該当するかどうかを検討し、該当事案については速やかに安全運転管理者等の解任命令申立書を交通企画課へ送付すること。

- (2) 聴聞通知書を交付するに際しては、その旨を使用者及び安全運転管理者等へ十分に説明しておくこと。
- (3) 解任命令は、管轄警察署長が使用者に対して「解任となった理由」を明らかにするとともに、交通企画課から送付する解任命令書を交付して行い、使用者から当該命令書の受領書を徴して同課へ送付すること。

7 自動車安全運転センターの安全運転管理者課程研修（以下「研修」という。）
修了者に係る使用者に対する安全運転管理者等講習通知

安全運転管理者等講習（以下「講習」という。）の通知については、「運転者等の講習に関する規程」（昭和47年岐阜県公安委員会規程第2号）第6条の規定に基づき運用しているが、自動車安全運転センターが実施する研修期間が4日間又は5日間の研修を修了した安全運転管理者等に対しては、講習の通知は2年間行わないこと。

8 講習未受講の安全運転管理者等（以下「未受講者」という。）に対する指導措置

講習の受講については、法第74条の3第8項の規定により義務付けられていることから、使用者及び未受講者を所轄警察署へ招致し、原則として交通係長以上の交通幹部により、未受講者対象の講習受講等に係る指導措置を講ずること。

別添

安全運転管理者等に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)について、選任・解任の届出、教習・講習の取扱いに関する事項を定めることを目的とする。

第2 安全運転管理者等の選任・解任届等

1 選任・解任及び届出事項の変更の届出

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第74条の3第5項の規定による安全運転管理者等の選任・解任及び届出事項の変更の届出は、安全運転管理者に関する届出書(岐阜県道路交通法施行規則(昭和35年岐阜県公安委員会規則第13号(以下「県規則」という。)第5号様式)及び副安全運転管理者に関する届出書(県規則第5号様式の2)によるものとし、それぞれ届出書2通を届出に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長(以下「管轄警察署長」という。)に提出させるものとする。

2 選任・解任に係る届出書に添付すべき書類

(1) 安全運転管理者等の選任に係る届出書には、安全運転管理者等が道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第9条の9に規定する要件を備える者であることを証するものとして、次に掲げる書類を添付させるものとする。

ア 戸籍抄本又は住民票の写し

イ 履歴書(別記様式第1号)

ウ 安全運転管理者にあつては、運転管理経歴書(別記様式2号)

エ 副安全運転管理者にあつては、運転管理経歴書(別記様式第2号)又は運転経歴書(別記様式第3号)

オ 運転記録証明書(自動車安全運転センターの発行に係る「3年間」又は「5年間」のもので、その発行日が選任日の前1か月以内のもの。ただし、届出に係る者が運転免許を有している場合に限る。)

カ 規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号に規定する能力の認定(以下「能力の認定」という。)を受けた者にあつては、ウ又はエに掲げる書類に代えて能力認定申請書・認定書(県規則第5号様式の7)の写し

キ 規則第9条の9第1項第2号に規定する教習(以下「教習」という。)を修了した者にあつては、教習修了証書(県規則第5号様式の8)の写し

(2) 安全運転管理者等の解任に係る届出書には、安全運転管理者等の証を添付させるものとする。

3 安全運転管理者等の証の交付

規則第9条の9に規定する要件を備える者で、安全運転管理者等として選任の届出があった場合は、安全運転管理者に対しては安全運転管理者証(県規則第5号様式の3)、副安全運転管理者に対しては副安全運転管理者証(県規則第5号

様式の４)を交付するものとする。

4 安全運転管理者等の証の再交付申請

安全運転管理者等の証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、安全運転管理者等の証再交付申請書（別記様式第４号）により、管轄警察署長を経由して再交付の申請をさせるものとする。

5 能力の認定申請等

(1) 能力の認定を受けようとする者に対しては、能力認定申請書・認定書（県規則第５号様式の７）２通に職歴、安全運転管理の経歴等を内容とした経歴書を添えて提出させ、管轄警察署長を経由して申請させるものとする。

(2) 能力の認定は、経歴書及び安全運転管理者等能力調査報告書（別記様式第５号）によって行い、安全運転管理者等として必要な能力を備えていると認めるときは、能力認定申請書・認定書を交付するものとする。

6 教習

(1) 教習を受けようとする者に対しては、教習受講申請書（県規則第５号様式の６）２通を提出させ、管轄警察署長を経由して申請させるものとする。

(2) 教習は、日時及び場所を指定して行い、当該教習を修了した者に対しては教習修了証書（県規則第５号様式の８）を交付するものとする。

7 解任命令等

(1) 法第７４条の３第６項に規定する解任命令は、安全運転管理者等審議委員会の審査を経て行うものとする。

(2) 安全運転管理者等審議委員会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

委員長	警察本部長
副委員長	交通部長
委員	交通部参事官
	交通企画課長
	交通指導課長
	交通規制課長
	運転免許課長

幹事 交通部管理官兼交通企画課次席

(3) 審査の結果、解任を命ずべき事案と認めるときは、安全運転管理者等の解任命令上申書（別記様式第６号）によって公安委員会に上申するものとする。

(4) 解任を命ずるときは、解任命令書（県規則第５号様式の５）をもって行うものとする。

(5) 安全運転管理者等の解任を命ずる場合は、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項第１号に規定する聴聞を行うものとする。

8 安全運転管理者等講習（以下「講習」という。）通知の取扱い

(1) 自動車安全運転センターの安全運転管理者課程研修（以下「研修」という。）を修了した安全運転管理者等（以下「研修修了者」という。）に係る講習の通知は、次に該当する場合を除いて研修修了の後２年間は、法第７４条の３に規定する安全運転管理者等の選任・解任及び届出を行わなければならない自動車

の使用者（以下「使用者」という。）に対して行わないこととする。

なお、取扱いを特例とする理由は、研修が「運転者等に対する講習の実施基準について」（平成21年3月16日付け交免第217号ほか）に規定する安全運転管理者等講習の実施基準を満たしていると認められ、一方、法第74条の3第8項は、公安委員会から講習の通知を受けた使用者に対し、その選任に係る安全運転管理者等を受講させるよう義務付けているところ、公安委員会が講習の通知を行わないことによって使用者の義務を生じさせないこととしたものである。

ア 研修修了者が、法第74条の3第2項に規定する業務を適切に行っていないと認められるとき。

イ 安全運転管理に関する重要な法令の制定、改正又は廃止について、早急に周知する必要があるとき。

ウ その他安全運転管理に関し、周知することが必要と認められる事情が生じたとき。

(2) 通知を行わない対象者は、平成10年4月1日以降の研修修了者に係る使用者とする。

(3) 交通企画課長は、研修修了者及び同人に係る使用者を調査し、管轄警察署長へ通知するものとする。

(4) 研修修了者から講習受講の申出があった場合は、開催日時・場所等を通知して受講させるものとする。

(5) 本取扱いについては、講習業務受託者との連携を密にすること。

第3 警察署における事務処理

1 選任の届出の受理

安全運転管理者等の選任の届出があったときは、規則第9条の9に規定する要件及び同第9条の12に規定する届出事項並びに添付書類について内容を審査し、意見を付して交通企画課へ送付するものとする。

2 解任の届出又は届出事項の変更届出の受理

安全運転管理者等の解任の届出又は届出事項の変更の届出があったときは、その内容を審査し、交通企画課へ送付するものとする。

3 能力の調査

能力の認定申請があったときは、安全運転管理者等として必要な能力の有無を調査し、能力認定申請書・認定書2通に安全運転管理者等能力調査報告書を添えて交通企画課へ送付するものとする。

4 解任命令の申立て

解任命令の申立ては、安全運転管理者等の解任命令申立書（別記様式第7号）に安全運転管理者等として必要な要件を備えないこととなった疎明資料を添えて速やかに交通企画課へ送付するものとする。

5 聴聞通知書又は解任命令書の受領書の徴収

聴聞通知書又は解任命令書を交付したときは、使用者から受領書（別記様式第8号）を徴収して、交通企画課へ送付するものとする。

6 講習未受講の安全運転管理者等（以下「未受講者」という。）に対する指導措置

(1) 安全運転管理事業所（以下「事業所」という。）の区分

交通企画課から送付する年度ごとの「安全運転管理者等講習未受講者名簿」により、使用者・安全運転管理者等（以下「使用者等」という。）から受講しなかった理由を聴取し、当該事業所を次のとおり区分するものとする。

ア 安全運転管理者等が選任されているにもかかわらず受講しなかった事業所
イ 安全運転管理者等の選任・解任届出が遅延等しているため受講できなかった事業所

ウ 減車、事業所倒産・閉鎖等により安全運転管理者等の選任を必要としなくなった事業所

(2) 指導措置

ア 上記(1) - アの事業所に対する指導措置

(ア) 上記(1) - アの事業所に対しては、安全運転管理に関する報告、資料の提出要請書（別記様式第9号。以下「様式第9号」という。）及び安全運転管理者等講習未受講理由書（別記様式第10号。以下「様式第10号」という。）を招致日の概ね10日前までに送付し、原則として招致日に使用者から提出を求めること。

(イ) 提出を受けた様式第9号に基づき、使用者等に対して当該事業所における安全運転管理について説明を求めるとともに、特に改善等を要する事項が認められる場合には、必要な指導を行うこと。

(ウ) 提出を受けた様式第10号に基づき、使用者に対し当該年度の未受講者対象講習（以下「特別講習」という。）について、安全運転管理者等講習（特別講習）通知書（別記様式第11号。以下「様式第11号」という。）により通知すること。

(エ) 当該年度の特別講習日前に、使用者等に対する電話又は当該事業所への訪問により、特別講習受講についての指導を徹底すること。

(オ) 安全運転管理者等の長期入院等により、特別講習の受講ができない場合は、使用者に対し速やかに現安全運転管理者等の解任及び新たな安全運転管理者等の選任を行うよう指導すること。

イ 上記(1) - イの事業所に対する指導措置

(ア) 上記(1) - イの事業所に対しては、日時を指定して当該事業所の使用者を管轄警察署へ招致し、同日、様式第10号を記載させるとともに、法第74条の3（安全運転管理者等に関する事項）及び法第75条（使用者の義務）等について次により指導の徹底を図ること。

a 安全運転管理者等の変更に伴う解任・選任を行っていない使用者に対しては、新たな安全運転管理者等を選任させ、必要書類をそろえて速やかに届出を行わせるとともに、特別講習日の前日までに届出が行われた場合は、使用者に様式第11号を交付し、同講習を必ず受講させるよう指導する。

b 安全運転管理者等選任済み及び届出手続中の使用者に対しては、様式第11号を交付し、同講習を必ず受講させるよう指導する。

ウ 上記(1) - ウの事業所に対する指導措置

上記(1) - ウの事業所の使用者に対しては、速やかに解任の届出を行わせること。

エ 報告

(ア) 上記(2) - ア - (オ)、(2) - イ - (ア)により新たに選任した安全運転管理者等の氏名を、交通企画課まで電話報告すること。

なお、特別講習日前に新たな安全運転管理者等の選任が不可能な場合においても同様に報告すること。

(イ) 上記(2) - ウにより解任の届出を行わせた場合は、その旨を交通企画課へ電話報告すること。

附 則(平成19年3月1日付け交企第211号)

この要領は、平成19年4月1日から運用する。

附 則(平成24年2月22日付け交企第83号)

この要領は、平成24年4月1日から運用する。

附 則(平成24年7月5日付け交企第508号)

この要領は、平成24年7月9日から運用する。

別記様式第 1 号

履 歴 書	
住 所	
氏 名	印
生年月日	大・昭・平 年 月 日生 (歳)
学 歴 (最終校のみ。)	
年 月	
職 歴 (解任命令による解任の有無を含む。)	
年 月	
賞 罰 (交通事故又は交通違反による処罰の有無を含む。)	
年 月	

別記様式第2号

運 転 管 理 経 歴 書		
住 所		
氏 名		
生 年 月 日	大・昭・平 年 月 日生(歳)	
事業所の名称	勤 務 期 間	管理業務の内容
	年 月から 年 月まで 年 月間	
	年 月から 年 月まで 年 月間	
	年 月から 年 月まで 年 月間	
	年 月から 年 月まで 年 月間	
	年 月から 年 月まで 年 月間	
上記のとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日		
使用者(選任者)		印

運 転 経 歴 書		
住 所		
氏 名		
生 年 月 日	大・昭・平 年 月 日生(歳)	
自動車の種類	運 転 期 間	使 用 目 的
	年 月から 年 月まで 年 月間	
	年 月から 年 月まで 年 月間	
	年 月から 年 月まで 年 月間	
	年 月から 年 月まで 年 月間	
	年 月から 年 月まで 年 月間	
上記のとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日		
使用者(選任者)		印

備考 自動車の種類欄は免許別でなく、運転した自動車の種類を記入してください。

安全運転管理者等の証再交付申請書

年 月 日

岐阜県公安委員会 様

申請者氏名

下記の理由により安全運転管理者等の証の再交付を申請します。

記

安全運転管理者等の区分		
安全運転管理者等	住所	
	氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日生(歳)
事業所等	名称	
	所在地	
申請理由		

備考 申請理由は具体的に記入してください。

別記様式第5号

第 号
年 月 日

岐阜県警察本部長 殿

警察署長 印

安全運転管理者等能力調査報告書

被 調 査 者	安全運転管理者等の区分	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	大・昭・平 年 月 日生 (歳)
調 査 事 項		
管 理 経 歴 等		
署 長 意 見		

別記様式第6号

公安委員会		決定年月日	年 月 日	
		措 置		
岐阜県公安委員会 殿			年 月 日 岐阜県警察本部長 ,	
安全運転管理者等の解任命令上申書				
被 上 申 者	安全運転管理者等の の区分			
	安全運転管理者等の 住所・氏名・生年月 日	大・昭・平	年 月	日生(歳)
	使用者の住所・氏名 (法人にあっては、 所在地、名称代表者 氏名)			
処分を必要とする理由				
意 見	審 議 委 員 会		警 察 署 長	
適 用 法 条				
情 状				
作成者官職氏名				

第 年 月 日 号

岐阜県警察本部長 殿

警察署長 印

安全運転管理者等の解任命令申立書

被 上 申 者	安全運転管理者等の の区分			
	安全運転管理者等の 住所・氏名・生年月 日		大・昭・平 年 月 日生(歳)	
	使用者の住所・氏名 (法人にあつては、 所在地、名称、代表 者氏名)			
	使用の本拠の位置			
上 申 理 由	適 用 条 項	道路交通法第74条の3 第6項 道路交通法施行規則第9 条の9第 項第 号	過 去 の 違 反 歴	
	解任を要 する理由		疎明資料 の内訳	

別記様式第8号

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="font-size: 18px; margin: 10px 0;">岐阜県公安委員会 様</p> <p style="font-size: 18px; margin: 20px 0;">受領した者</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0 0 0 100px;">住 所</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0 0 0 100px;">氏 名</p> <p style="font-size: 18px; margin: 20px 0;">下記のとおり { 解任命令書 } を受領しました。 { 聴聞通知書 }</p>		
受 領 日 時		
受 領 場 所		
受領した 解任命令書 } の日時 聴聞通知書 } 及び宛名	日付	
	宛名	

別記様式第9号

安全運転管理に関する報告、資料の提出要請書

第 号
平成 年 月 日

(自動車の使用者)
様

岐阜県公安委員会

道路交通法第75条の2の2第1項の規定に基づき、下記により、自己の使用・管理する自動車の安全運転管理に関する報告及び資料提出をしてください。

記

提出日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分
帯同する者	(安全運転管理者等氏名)		
提出場所等	警察署交通(第一)課		
	担当者	職名	氏名
報告事項 及び提出書類	1 平成 年度の安全運転管理者等講習を受講しなかった理由 (様式第10号「安全運転管理者等講習未受講理由書」により報告するものとする。) 2 平成 年中における事業所の車両(リース車両を含む)による交通事故の発生状況と交通事故防止対策の状況(資料提出) 3 安全運転管理に関する次に掲げる事項(各項とも資料提出) (1) 安全運転管理に関する規程の整備等 (2) 自動車の車種別台数及び運転者の数 (3) 自動車の運行計画 (4) 点呼、運行前点検、その他安全運転を確保するために必要な指示、指導の状況 (5) 運転日誌(報) (6) 運転者等に対する安全教育実施状況		

別記様式第10号

安全運転管理者等講習未受講理由書

平成 年 月 日

岐阜県公安委員会 様

事業所の所在地

事業所の名称

自動車の使用者

(事業主)

印

私は、自動車の使用者として、道路交通法第74条の3第8項の規定により、安全運転管理者等講習を受講させる義務があるのに、岐阜県公安委員会が実施した平成 年度安全運転管理者等講習に

安全運転管理者 氏名

副安全運転管理者 氏名

を下記の理由により受講させることができませんでした。

よって、今回の特別講習には

現安全運転管理者等を受講させます。

安全運転管理者等の選任・解任が遅延しており

選任届出途中で

選任届出済

の(氏名) を受講させます。

(該当する にチェックすること)

今後は、講習を必ず受講させ、安全運転管理の徹底に努めることを誓約します。

受講しなかった理由(具体的に記載)

上記のとおり相違ありません。

自動車の使用者(署名、押印)

氏名

印

別記様式第 1 1 号

安全運転管理者等講習（特別講習）通知書

第 号
平成 年 月 日

（自動車の使用者）
様

岐阜県公安委員会

道路交通法第 7 4 条の 3 第 8 項の規定に基づき、下記のとおり安全運転管理者等講習（特別講習）を実施いたしますので、貴事業所の安全運転管理者等が必ず受講されますよう通知します。

記

1 実施日時

平成 年 月 日（ ）

午前 時から午後 時まで（受付は、午前 時 分から開始予定）

2 実施場所

3 その他

（ 1 ） 筆記具を携行してください

（ 2 ） 当日、講習手数料（ 4 , 2 0 0 円）を岐阜県証紙で納入してください。